

(別 紙)

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書の提出について

1. 電子データの提出について

(1)ファイル形式について

P D Fでの提出をお願いいたします。

なお、登記簿謄本を除き、紙媒体の書類を P D F データに変換しての提出はお控えください。

(2)データファイルについて

以下の項目ごとに データファイルを分けて提出願います。

タイトルは以下の『』のとおりとし、修正等により再提出する場合は末尾に『_v02』を追記してください。

A.店舗の概要に関する書類：『店舗名称_計画書・届出書_010 届出概要』

関係各課等との協議結果（届出書のみ）：『店舗名称_届出書_011 協議結果』

B.交通関係：『店舗名称_計画書・届出書_020 交通関係』

C.騒音関係：『店舗名称_計画書・届出書_030 騒音関係』

D.その他：『店舗名称_計画書・届出書_040 登記簿謄本等』

(3)ファイルサイズについて

届出書等 1 件あたり、10 メガバイト以内としてください。

(4)提出先について

真岡市産業部商工観光課

メールアドレス：syokou@city.moka.lg.jp

2. 紙の提出部数について

計画書及び届出書の紙の提出部数は以下のとおりです。

	第 5 条第 1 項	第 6 条第 2 項 附則第 5 条第 1 項	第 6 条第 1 項	第 8 条第 7 項 第 9 条第 4 項	第 6 条第 5 項 第 11 条第 3 項
計画書	3 部 県経営支援課 県警交通規制課 真岡市商工観光課	3 部 県経営支援課 県警交通規制課 真岡市商工観光課		3 部 県経営支援課 県警交通規制課 真岡市商工観光課	
届出書	2 部 真岡市商工観光課 縦覧用	2 部 真岡市商工観光課 縦覧用	電子データのみ	2 部 真岡市商工観光課 縦覧用	電子データのみ

※審議会案件の届出書は、追加で 12 部提出